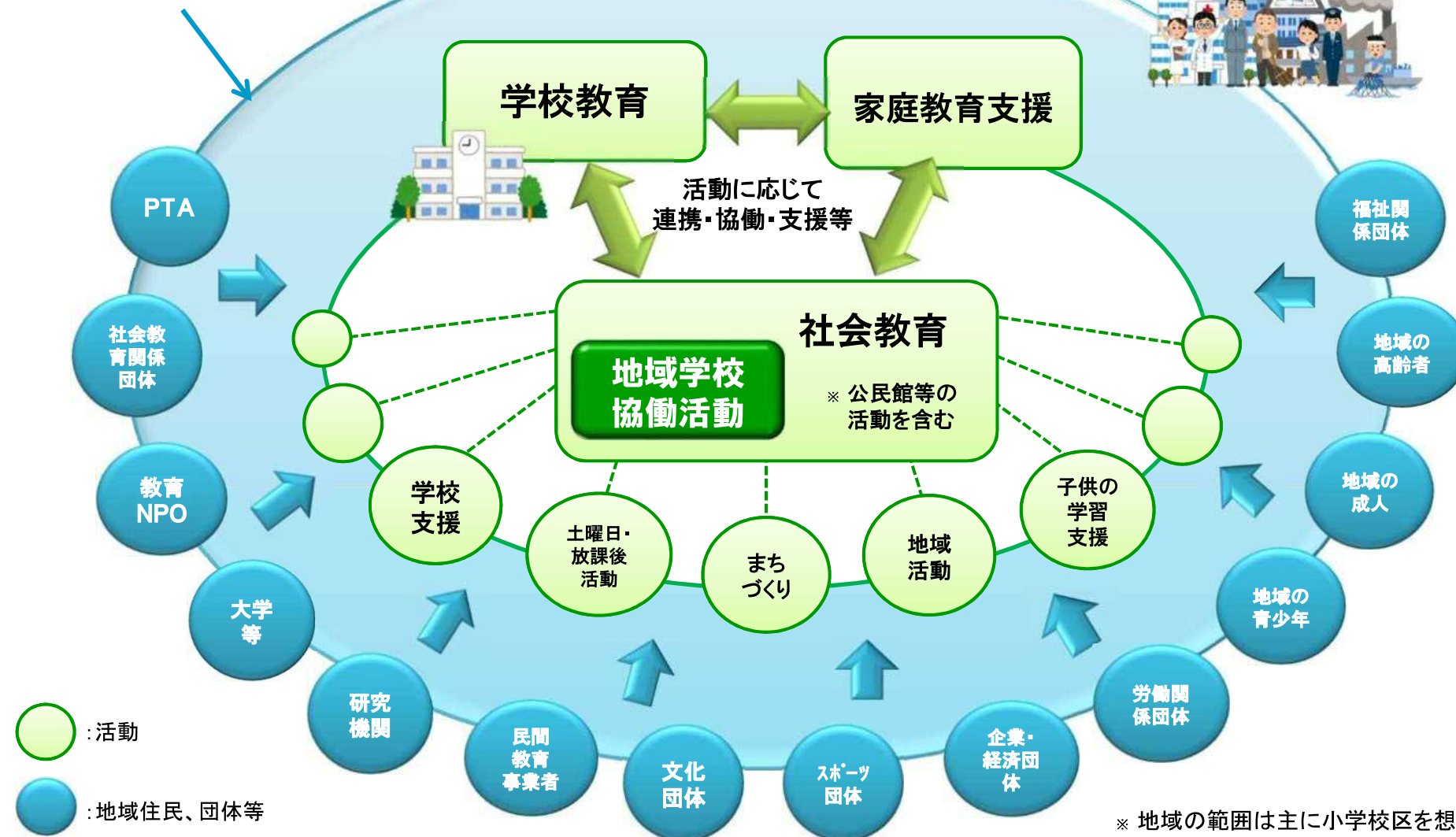


地域全体で未来を担う子供たちの成長を支える仕組み（活動概念図）

資料3-3

- ◎ 次代を担う子供に対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、地域社会と学校が協働。
- ◎ 従来の地縁団体だけではない、新しいつながりによる地域の教育力の再生・充実は、地域課題解決等に向けた連携・協働につながり、持続可能な地域社会の源となる。

★ より多くの、より幅広い層の地域住民、団体等が参画し、目標を共有し、「**緩やかなネットワーク**」を形成



地域と学校の協働体制の概要

学 校（コミュニティ・スクール）

教職員



校長



教職員



学校運営協議会

委員：

保護者

地域学校協働活動推進員

地域住民 など



全公立学校で努力義務化

学校運営・その運営に必要な支
援に関する協議 等

学校運営協議会の主な役割

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5）

教育委員会が、所管の学校ごとに学校運営協議会を設置

- ✓ 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- ✓ 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること

- ✓ 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができること

※小中一貫型小・中学校など、複数校に一つの協議会を置くことも可能

地域学校協働活動推進員 地域と学校をつなぐコーディネーターの役割

・地域住民と学校との情報共有

・地域住民等への助言 等

教育委員会が委嘱することができる

（社会教育法第9条の7）

想定される対象者：

・地域コーディネーターやその経験者

・PTA関係者・経験者

・退職教職員

・自治会・青年会等関係者

・公民館等社会教育施設関係者 等



地域学校協働活動 地域と学校が相互にパートナーとして、 連携・協働して行う様々な活動

（社会教育法第5条第2項 ほか）

○協働活動

地域人材育成、郷土学習、協働防災
訓練、学習・部活動等支援、花壇整備、
登下校の見回り 等

○体験活動

社会奉仕体験活動、
自然体験活動、
職場体験活動 等

○放課後等の学習活動

放課後、土曜日、休日における学習、
スポーツ活動 等

地 域

保護者

地域
住民

PTA

地域の
青少年

地域学校協働本部

★ 地域の人々や団体による「緩やかなネット
ワーク」を形成した任意性の高い体制

※従来の学校支援本部等をベースに学校と地域
が組織的に連携・協働する連携協力体制を構築



地域学校協働本部の3つの要素

- ✓ コーディネート機能
- ✓ 多様な活動（より多くの地域住民の参画
による多様な地域学校協働活動の実施）
- ✓ 継続的な活動（地域学校協働活動の継
続的・安定的実施）

社会
教育施設
・団体

文化
団体

スポーツ
団体

企業・
NPO
等

警察・
消防等

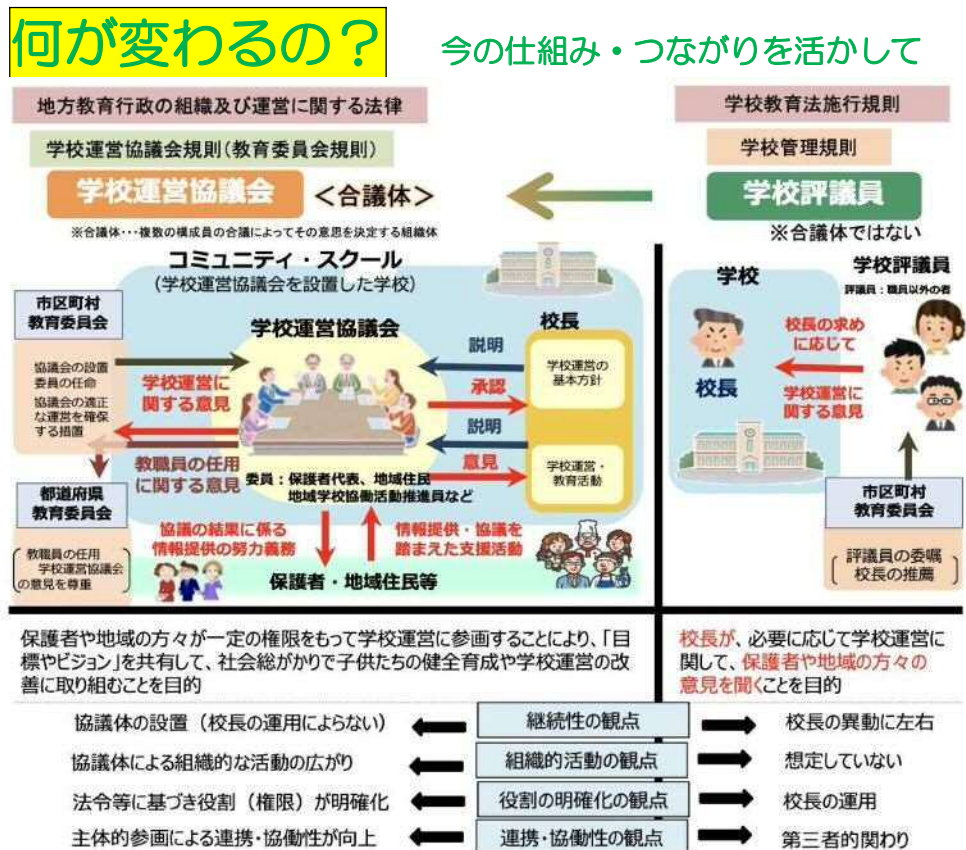
令和6年度 芦屋市 学校運営協議会

令和6年2月

⇒平成16年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「地教行法」という。）の改正により成立した仕組みであり、その後平成29年の改正により、各教育委員会に対して、学校運営協議会の**設置が努力義務**となり、より一層、保護者や地域住民等が学校運営に参画することが求められるようになりました。

⇒学校運営協議会は、学校と保護者や地域住民が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映することで、**それぞれが役割を担って協働**しながら、子どもたちの豊かな成長を支え「**地域とともにある学校づくり**」を進めるための法律に基づいた仕組みとなっています。そこで、学校運営協議会を推進することによって、学校と保護者、地域住民との信頼関係を深め、さらに**三者が一体となって学校運営の改善と児童生徒の健全育成**に取り組んでいきます。

これまでの学校評議員会が「学校運営協議会」として令和6年度より全校で本格実施します。



【参考】 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/school/detail/20210119-mxt_chisui02_001.pdf

☆コミュニティ・スクールの名称について☆

「コミュニティ・スクール」の名称は、法令上正式名称ではありません。
「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第47条の5に示されている「学校運営協議会」が設置された学校の通称として、「コミュニティ・スクール」という言葉が用いられ、また同時に学校運営協議会制度そのものも「コミュニティ・スクール」と呼ばれています。

なお、芦屋市ではすでにコミュニティ・スクールの名称を用いた活動が行われているため、「学校運営協議会」の名称を用いていきます。

⇒ 主な3つの機能

- 学校運営の基本方針を承認する。
- 学校運営について、意見を述べることができる。
- 教職員の任用に関して、意見を述べるができる。

どう進めていけばいいの？

例えば・・・

【第1回】 ○ 自己紹介

○ 学校長が示す「学校運営の基本方針」を承認

「学校運営の基本方針」については前年度末の学校評議員会における「学校評価」としていただいたご意見も参考にさせていただいて作成し、ご提案させていただいております。今後に向けたご意見があればぜひよろしくお願い致します。＊ 今後は前年度のうちに

○ 「課題の共有」

学校の課題、地域の課題をそれぞれ出し合っておきましょう。学校がワークシートを用意するなど、意見の出しやすい雰囲気づくりを工夫していきます。今後は、それぞれの立場で何ができるか議論していくことになります。＊ 時間が許すようであれば、「当事者として何ができるか」という方向で議論に入っても構いません。

【第2回】 ○ 課題解決に向けて「それぞれの立場で何ができるか議論」していきましょう。

○ 学校での子どもたちの様子を参観

熟議のテーマ（例）

- ・ 子どもたちにどう育ってほしいか
- ・ 地域行事への参加について
- ・ 学校と地域が一緒にできることは
- ・ 学校ボランティアについて
- ・ 登下校時の安全確保について
- ・ 学力向上についてどう考えるか
- ・ 登校しにくい子たちへの支援について
- ・ 教職員の多忙化解消で子どもたちと向き合う時間をどう確保するか
- ・ 部活動の地域移行に向けた地域人材の確保について



【第3回】 ○ 「学校評価」としても意見を出し合い、よりよい学校づくり、地域づくりをめざしていきましょう。

それぞれが主体的に！

地域・・・委員は協議の**当事者**
 学校・・・学校運営の**当事者**
 教委・・・設置の**当事者**

うまく動かせるような伴走支援を！



- ・ 学校をどうしたいのか？
- ・ どう育って欲しいのか？
- ・ 何を実現したいのか？